

令和4年度島根県公立学校育休任期付学校栄養職員・事務職員 及び臨時的任用学校栄養職員・事務職員の募集（学校等勤務者向け）

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上に資するため、学校等に勤務する育休任期付学校栄養職員・事務職員及び臨時的任用学校栄養職員・事務職員（以下「臨時的任用学校栄養職員・事務職員等」という。）の志願者を広く募集します。

1 対象者

1 島根県内の公立学校等に勤務する臨時的任用学校栄養職員及び事務職員等であり、令和4年度臨時的任用学校栄養職員・事務職員等としての勤務を希望する者

※ すでに「令和4年度の島根県公立学校臨時的任用栄養職員・事務職員志願書・志願票」を提出している者については、改めて提出する必要はありません。

2 島根県内の県立学校若しくは市町村立学校に勤務する事務職員（臨時的任用の者を除く）並びに教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員であって、令和3年度末辞退職予定の者

※ 1年未満の任用となります。

※ 「令和4年度再任教職員選考申込書」を提出している者については、改めて提出する必要はありません。

3 育休任期付教育職員は、昭和37年4月2日以降に生まれた者

2 募集内容

区分	職 種	職 務 内 容
1	学校栄養職員	給食管理及び食に関する指導
2	事務職員	総務・給与・財務・福利厚生等の学校事務一般

3 勤務条件（給料等） ※令和3年度実績

(1) 育休任期付学校栄養職員・事務職員

・任用期間： 育児休業する教員が請求した期間を限度とします。（育児休暇が短縮された場合等においては、人事異動を行うことがあります。）

・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：学校栄養職員は20歳の短期大学新卒者にあつては約167千円、事務職員は18歳の高等学校新卒者にあつては約147千円。）また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

なお、任用期間によっては昇給することもあります。

(2) 臨時的任用学校栄養職員・事務職員

・任用期間： 1年以内に限られます。

・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：学校栄養職員は20歳の短期大学新卒者にあつては約167千円、事務職員は18歳の高等学校新卒者にあつては約147千円。）また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任

手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

4 出願方法および提出書類等

臨時的任用学校栄養職員・事務職員等の志願申込は、原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。

島根県教育庁学校企画課ホームページから申し込んでください。

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>



(1) 提出書類（様式は、ホームページからダウンロードできます。）

① 写真

令和3年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影したjpeg又はjpg形式のものを添付すること。なお、郵送する場合は、縦4.5cm×横3.5cmの写真とすること。

② 経歴調査表

③ 学校栄養職員については、栄養士免許証又は管理栄養士免許（登録）証の写し（取得見込みの場合は、取得見込みであることを証明する書類）

なお、提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。

(注) 添付書類を郵送などで提出することとした場合は、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。

(2) 提出期限

育休任期付学校栄養職員・事務職員：令和3年11月19日（金）

臨時的任用学校栄養職員・事務職員：令和3年12月10日（金）

5 採用手続

- ・ 島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員・事務職員志願者名簿登載後、県教育委員会が採用しようとするときは、志願者に電話で事前に連絡します。
- ・ 育休任期付学校栄養職員・事務職員については、選考試験（書類選考および面接試験）の合格者を名簿登載します。

面接試験：令和3年12月中旬（予定）

6 問合せ先

○島根県教育庁学校企画課 所在地 〒690-8502 島根県松江市殿町1

電 話 小・中学校：(0852)22-6164／高等学校・特別支援学校：(0852)22-5411

○松江教育事務所（松江合同庁舎内） 電 話 (0852)32-5777

○出雲教育事務所（出雲合同庁舎内） 電 話 (0853)30-5680

○浜田教育事務所（浜田合同庁舎内） 電 話 (0855)29-5701

○益田教育事務所（益田合同庁舎内） 電 話 (0856)31-9675

○隠岐教育事務所（隠岐合同庁舎内） 電 話 (08512)2-9772